

## 「佐倉市産業振興条例の制定について」に寄せられた意見と市の考え方について

### (1) 意見募集結果

意見募集期間	平成21年10月21日から 平成21年11月4日まで
意見募集結果	意見提出者数： 3名 意見数： 14件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの 0件 原案のとおりとしたもの 14件

### (2) 意見の内容と市の考え方

No	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
1	条例案そのものに対する意見公募ではなく、「概要」について意見を聞くという方法は市民意見を条例に反映することにはならないと思います。 また、意見公募をかける前に文章の整理すべきだと思います。	今回は、「概要」による意見公募の方法とさせていただきます。意見公募の方法について参考とさせていただきますと考えています。	無
2	「中小企業の競争力の強化と企業誘致で地域の活性化と雇用創出が図られる」ということであれば一般論としてあまりにも当たり前なのであえて条例化の必要はないと思います。	産業振興のもたらす効果の重要性にかんがみ、振興に係る市、事業者及び産業経済団体並びに市民のそれぞれの役割や本市の産業の振興のあり方などの基本的な事項を明らかにすることは必要かつ重要であると考えます。	無
3	21世紀は新たな産業革命の時代と言われる中で新たな方向性を示すべきと考えるが、内容が従来型の一般的思考から抜けでていないと思います。	均衡のとれた市内産業の構造形成や成長が期待される産業の誘致を推進する中で、新たな視点も取り入れてまいりたいと考えます。	無
4	市税収入の80%は個人市民税という現実から、「ベンチャー企業の誘致」という施策よりも衛星都市としての付加価値を高め「住んで見たい街」として若年勤労世帯に選ばれるような都市基盤整備などの施策を行うのが目指すべき方向性とする。	市税収入が特定の税目に依存する状態は好ましい状態では無いと考えます。将来においても安定的かつ持続的な財源確保の為に、幅の広い施策の展開が必要だと考えます。	無

5	事業者・地域経済団体の役割において市内産業経済団体等に参加促進を求める内容については、逆に既存の組織にとらわれない時代に即応した新たな取組みをどう構築するのかが示されるべきと考える。	大型店舗などによる地域の既存商店街と共存共栄の取り組みが行われています。同一地域で活動する事業者が地域の産業経済団体に加入し積極的な交流を図ることは重要と考えます。	無
6	市民の理解・協力について、「身近な商店街の利用に努める」は必要ない。よい店は必ず生き残ることから、市は質の良い商品の開発などを充分支援すべきと考える。また高齢者の多く住まれる地域での利便性の確保については福祉的なアプローチも必要と考える。	市民に協力を求めると同時に事業者にも自由な競争のもとで事業の発展や経営の改革を求めています。福祉的なアプローチについても施策展開に当たっての参考とさせていただきます。	無
7	この条例を作る目的が佐倉市の産業構造の長期ビジョンになるよう、もう少し俯瞰的にとらえた理念と内容になることを求めます。	この条例は産業振興に係る市、事業者及び産業経済団体並びに市民のそれぞれの役割や市の産業の振興のあり方などの基本的な事項を明らかにする内容と考えています。	無
8	現在の農業に期待される食料自給率の向上並びに環境保全への対応は必ずしも経済効果とともに得られるものとはいえません。「食料安全保障」と「環境保全」は国だけではなく市町村でもその責務を負うべき立場にあります。これらの視点を条例に盛り込むべきと考えます。	農地には、ご指摘の視点に加え、水源のかん養や防災機能など、多面的な機能を有していると考えております。これらの機能につきましては、産業の振興とは別の視点からの施策として位置づけ実施すべきものと考えております。	無
9	条例制定にあたり上記の点を考慮していただきたく、実施に当たってのいくつか提案をいたします。  1. 自給率向上、地産地消を進めるために直売所の設置支援。 2. 地場農産物を学校給食等でいっそう使うためのシステムづくり。 3. 東京からの地の利を生かした観光農園の運営。 4. 新規就農者への積極的支援。 5. 安全な農産物を提供するために有機農業の推進並びに有機農産物生産者への支援。	ご提案をいただきました内容につきましては、条例で定義した基本方針などにに基づき実施される個別具体的な施策の参考とさせていただきたいと考えます。	無
10	農業、漁業のような第1次産業に対しては行政として特に手厚い施策が必要と考えます。そこで(仮称)農業基本条例の制定を提案します。	今回の意見募集の内容以外と考えます。ご提案ありがとうございます。	無

11	<p>総合計画の役割として「市の将来都市像を実現するために何をしていくのか、行政のみならず、様々な団体や企業などを含む、まちづくりに関わるすべての市民にとっての指針になるものと謳っていることから、佐倉市の地域特性を生かした産業振興のあり方など基本的事項を確認する事から「第4次総合計画」が策定されてからのちに「産業振興条例」を考えて頂きたいと思えます。</p> <p>理由として、基本理念・施策の基本方針が曖昧です。それぞれの産業、農業について、商業について、工業について、観光について等それぞれの施策の推進を掲げて下さい。</p>	<p>「第4次総合計画」との整合性については、十分配慮してまいりたいと考えております。</p> <p>また、農業、商業、工業、観光それぞれの取り組みについても概要を掲載させていただいたところがございます。</p>	無
12	<p>条例とは地方公共団体が制定する法規と捉えませんが条例の文言としては余りにも曖昧で回りくどい文言があります。なぜこのような文言になったのでしょうか。</p> <p>誰が見ても理解でき実施できる具体的な条例にして下さい。</p> <p>条例として適切と思えない表記が見受けられません。</p>	<p>条例文は明解かつ適切な表現に努めたいと考えております。今回は、条例の概要についてできるだけ平易な表現で提示させていただきました。</p>	無
13	<p>農業の振興について2点施策提案します。</p> <p>農業の収益性の低さなどを課題として販売力の向上についての施策、販売力の活性化策の一例として農産物直売所の整備促進等</p> <p>安全な農産物を提供するために有機農業の推進並びに有機農産物生産者への支援の施策</p>	<p>今回の条例で定める基本方針等に基づいて実施される施策の参考とさせていただきます。</p>	無
14	<p>都市型農業の推進等に関し必要な施策とあるが佐倉市における都市型農業の定義は何ですか。</p> <p>最近新しい都市型農業としてハイテクを導入した、天候と場所に捉われない連続生産が可能であり新鮮、高栄養価等の高付加価値の作物を作ることとしての植物工場が期待されています。</p> <p>このような植物工場まで捉えているのか？もし捉えているとすれば大変危惧いたします。</p>	<p>都市近郊の農業一般と捉えています。大消費地に近い農業地域、都市の生産緑地、市民農園などにおいて営まれる農業などですが、いわゆる植物工場などは農業一般の範疇とは考えておりません。</p>	無